

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第 2 号

平成 25 年 2 月 19 日

答 申

平成24年10月16日付け農第600号にて諮問された件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

霧島市長（以下「実施機関」という。）が不開示とした畜産公害苦情受付票の対策欄中、農場管理者の個人の氏名以外の部分については、開示すべきである。

第 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づく開示請求に対し、平成24年 7 月31日付け農第403号で実施機関が行った平成24年 7 月17日付けの畜産公害苦情受付票（以下「本件対象文書」という。）対策の欄の部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。なお、本件対象文書は、畜産施設に対する住民の苦情があった際に、現地調査を実施し、その日時、内容、対策等を記載し、復命を行うものとして作成する公文書である。

第 3 審査の経過

1 異議申立人の主張の要旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び理由説明書に対する意見書を要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 本件対象文書対策の項の不開示に異議を申し立てる。

イ 本件対象文書で不開示とされた対策欄に記載されている内容は臭気苦情に対する事業者の対応策、または見解が記述されていると解釈するのが妥当であり、このすべての不開示は到底納得できない。

ウ 条例第 5 条第 3 号に該当する情報として『法人の生産活動の計画、方針等に関する情報』が該当すると通知にあるが対策欄にこのような情報が記載されているとは考え難い。仮に記載されていたとしても生産活動は環境に密接に関係する情報であり、生産規模、方針は秘匿せず、積極開示すべきである。

エ 住民の福祉と事業者の利益のいずれを重視すべきかの観点で判断すべきである。

(2) 理由説明書に対する意見書等

ア 本件対象文書の対策欄の記載事項は以下の 3 点であると示された。

(ア) エコきりしまの効果に関する発言

- (イ) 農業の衛生管理に関する発言
 - (ロ) 臭気対策は協力会社に委託、試行している。
- イ 当農場は試験設備ではない。農業運営開始の前に十分な環境対策を講じておくべきである。この施設の計画主体は実施機関であると理由説明書にある。生産活動に入ってから後手で環境対策を進める実施機関、事業者の姿勢は到底納得できるものではない。
- ウ 環境対策は科学的な根拠、豊富な実績に基づいて為されるべき事項である。「エコきりしま」について、その効果を当農場で試している実施機関の姿勢は責められるべきである。「エコきりしま」を試行しているのは実施機関が責任を認識していることからとも思われる。事業者は長年養豚の事業に携わった人物であり、養豚業における環境問題に造詣が深くて当然と思われる。事業者擁護を優先するか、住民福祉を優先するかの姿勢が問われている。そのような観点から、不開示とすることに異議がある。
- エ 臭気対策は世間に公開されている。どのような方法を試みているかを隠す理由は無いはずである。全く初めての試みをされているとしたら、その事は公開すべきである。
- オ 実施機関は「広報きりしま」で、当農場が、あたかも模範的な農場であり、観光客向けの見学施設も存在し全く公害が無いような如く広報し、周辺住民の臭気苦情を全く無視している。
- カ 実施機関がエコきりしまを推奨し臭気対策を進めていることは承知している。そのエコきりしまの効果について記載されているとすれば、それは積極的に開示すべき情報である。さらに衛生管理についての発言が記載されているとすれば、それを隠す理由はない。
- キ 住民が問題視していることは臭気公害が改善されない事であり、実施機関の対応、事業者の対応を秘匿することは文化的な生活を営む権利の侵害となる。

2 実施機関の諮問内容

条例第 5 条第 3 号に該当する情報として「法人の生産活動の計画、方針等に関する情報」が記載されているとの理由で不開示とした判断が妥当であったか諮問するものである。

3 実施機関の理由説明の要旨

実施機関の説明の要旨は、理由説明書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 今回の異議申立ての対象となった農場は、平成21年度から平成22年度にかけて国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して整備した施設である。計画主体は実施機関で、事業実施主体は農事組合法人である。
- (2) 農場が開設 6 か月経過後の平成23年 9 月頃から、悪臭についての苦情が寄せられるようになり、そのたびに現地調査・悪臭等についての現地調査等を行ってきており、この現地調査について、本件対象文書にて決裁を受けているところである。

- (3) 苦情に対して、農事組合法人に改善をお願いしており、対策が講じられているところであるが、現在、農事組合法人で製造し農場内に散布している微生物活性化酵素（エコきりしま）の効果に関する発言は、従業員（個人）の体感・臭気に基づく発言であり、また、今後の農場の衛生管理に関する発言についても従業員（個人）の発言であると判断し不開示とした。
- (4) 醗酵熟から発生する臭気対策については、実施機関からの苦情内容報告に対して農事組合法人が自ら、施設管理を委託している会社の協力と協議を行い、臭気軽減の設備を試行しながら作成している段階であり、また、事業者間の取組でもあり、「法人の生産活動の計画、方針等に関する情報」と判断し不開示とした。

第 4 審査会の判断

本件対象文書について、実施機関は、本件決定で条例第 5 条第 3 号（法人その他の団体に関する情報）に該当するとして不開示としたが、本審査会への理由説明書で同条第 2 号（個人に関する情報）にも該当するとして不開示理由を追加している。不開示理由の具体的記載が行政手続の一環として条例上規定されているのに、異議申立ての段階で不開示理由の追加を無制限に認めると、不開示理由の具体的記載を求めた条例の趣旨が没却され、信義に反する結果となる。したがって、条例の趣旨よりみて、信義則上、不開示決定の内容に影響を及ぼすような理由の追加は許されないと解する見解がある。しかし、本件の場合、不開示理由の追加を認めても当該不開示決定の内容に影響を及ぼすものではないので、本審査会としては、これを認めるものとし、情報公開の理念を尊重し、次のとおり判断する。

1 論点

- (1) 本件対象文書の対策欄の農場管理者の氏名を条例第 5 条第 2 号に該当するものとして不開示としたことが妥当かどうか。
- (2) 本件対象文書の対策欄のエコきりしまの効果及び農場の衛生管理に関する従業員の発言を条例第 5 条第 2 号に該当するものとして不開示としたことが妥当かどうか。
- (3) 本件対象文書の対策欄の臭気対策を条例第 5 条第 3 号に該当するものとして不開示としたことが妥当かどうか。

2 審査会の判断理由

(1) 論点(1)について

農場管理者の氏名については、条例第 5 条第 2 号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報」である。また、同号ただし書ア、イ又はウに該当する情報とも認められないので、当該氏名を不開示としたことは妥当である。

(2) 論点(2)について

エコきりしまを実施機関が推奨していることは、申立人の意見書及び実施機関への説明聴取でも明白である。また、実施機関はホームページにおいて、エコきりしまの効果や製造方法も掲載している事実がある。

実施機関は、エコきりしまの効果に関する発言は、従業員個人の体感・臭気に基づく発言であるため条例第 5 条第 2 号の個人に関する情報に該当し、不開示としたと主張している。

確かに、エコきりしまの効果に関する従業員の発言は個人的な見解も含んでいるとの実施機関の主張も理解できるが、本審査会でインカメラ審理（注）を行い、当該発言の内容を見る限りでは、エコきりしまの効果に関する具体的記載はなく、当該従業員個人の発言を公開したからといって、直ちに致命的な権利侵害が発生するとも言い切れず、条例第 5 条第 2 号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められない。

次に農場の衛生管理に関する従業員の発言についても、実施機関は従業員個人の発言であるため条例第 5 条第 2 号の個人に関する情報に該当し、不開示としたと主張している。

本審査会でインカメラ審理を行い、当該発言の内容を見る限りでは、当該農場でエコきりしまを使用して衛生管理を行っている旨の包括的な記載であり、当該従業員個人の発言を公開したからといって、直ちに致命的な権利侵害が発生するとも言い切れず、条例第 5 条第 2 号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められない。

以上のことから、エコきりしまの効果及び農場の衛生管理に関する従業員の発言に関する部分は、条例第 5 条第 2 号に該当するとは認められないので、条例の基本原則に基づき、開示すべきである。

(3) 論点(3)について

事業者の臭気対策については、実施機関の主張するところでは、施設管理を委託し、当該委託業者とともに試行しながら臭気対策に努めているとある。本審査会において、インカメラ審理を行ったところ、確かに本件対象文書の対策欄には、事業者の臭気対策に関する事項が記載されているが、あくまでも包括的かつ一般的な対策に関する記載であり、当該事業者の特別なノウハウ、特殊な技術を用いた対策、施設管理を委託している会社の名称等の個別具体的な記載はなく、当該部分を開示したからといって、直ちに当該事業者の権利利益に侵害が生じるともいえないので、条例第 5 条第 3 号アに規定する「当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められない。

また、実施機関への説明聴取の中で、当該臭気対策に関する情報は、実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供された情報ではないとの事実が確認できたの

で、条例第 5 条第 3 号イにも該当しない。

以上のことから、事業者の臭気対策については、条例の基本原則に基づき、開示すべきである。

3 結論

よって、本審査会は第 1 のとおり判断する。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	長谷川 史明	志學館大学教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	植木 春生	司法書士
委員	中村 裕	前国分市社会福祉協議会事務局長
委員	古川 玲子	前鹿児島県情報公開審査会委員

注 インカメラ審理

インカメラ審理とは、不開示とされた公文書が真に条例上の不開示情報に当たるかを公正に審査するため、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）第8条に基づき行う審理である。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例抜粋
（調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることはできない。